

障害福祉サービス利用者（支援費受給者証所持者）の方へのお知らせ

障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害福祉サービス（居宅・施設）を利用した場合の利用者負担額の算出方法が変わります。

平成18年4月以降は、利用したサービスの量に応じて、サービス利用費の原則1割を負担していただくこととなります。また、施設に入所されている方の食費・光熱水費、通所されている方の食費の実費が、利用者の方の負担となります。一方で、収入の少ない方については、所得段階に応じた月額負担上限や、一定の資産を持たない利用者の方に対する減免措置など、負担軽減のための仕組みが設けられます。

現在、障害福祉サービスを利用されている方で、平成18年4月以降も引き続き障害福祉サービス（居宅・施設）を利用される方は、平成18年3月中に月額負担上限額を確定するため、新たに申請手続きを行っていただく必要があります。また、平成18年4月以降は、精神障害者の方への居宅サービスも、障害者自立支援法を通じて利用していただくこととなります。申請手続きがまだ終わっていない方は、揖斐川町役場福祉課または各振興事務所住民福祉課の窓口で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

《対象となる現在の障害福祉サービス》

区分	身体障害	知的障害	児童	精神障害
居宅	居宅介護、デイサービス、短期入所、地域生活援助（知的障害者のみ）			
施設	入所・通所施設等	入所・通所施設等		

《所得段階に応じた月額負担上限額》

区分	説明	月額負担上限金
①生活保護	生活保護受給世帯	0円
②低所得1	市町村民税非課税であって障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下であること	15,000円
③低所得2	市町村民税非課税世帯である者のうち、②に該当しない者	24,600円
④一般	市町村民税課税世帯	37,200円

《申請手続きに必要な書類》

① 申請書 （利用しているサービスの種類などを記入します。）	※揖斐川町役場福祉課または各振興事務所住民福祉課にあります。
② 申告書 （世帯の収入・所得の状況について申告します。）	
③ 同意書 （必要書類の添付を省略するための同意書です。）	

※揖斐川町役場福祉課または各振興事務所住民福祉課にあります。

※住民票、課税状況を確認できる書類（課税証明書など）、年金証書、通帳など、申請・申告された内容を証明する書類が必要な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※個人ごとに必要とする書類の内容が異なります。詳しくは揖斐川町役場福祉課および各振興事務所住民福祉課に相談してください。

《お問い合わせ先》

揖斐川町役場 福祉課 (22-2111)	谷汲振興事務所住民福祉課 (55-2111)
春日振興事務所住民福祉課 (57-2111)	久瀬振興事務所住民福祉課 (54-2111)
藤橋振興事務所住民福祉課 (52-2111)	坂内振興事務所住民福祉課 (53-2111)